令和８年１１月１６日
大 衡 村 総 務 課

職員の処分について

大衡村では、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、大衡村職員の懲戒処分等の公表基準に基づきお知らせします。

記

（１）処分内容　　戒告
（２）処分を行った年月日　　令和８年１１月１３日
（３）処分に係る事案の概要
　村内で転居した児童扶養手当受給者について、手続時における担当職員の確認が不十分であったことにより、転居後の支給条件を適切に把握できず、必要な支給停止手続を行っていなかったもの。
　その結果、本来支給されるべきでない児童扶養手当が継続して支給され、受給者に対して過支給額（約 40 万円）の返還を求める事態となった。
（４）処分を受けた職員の年代及び性別　３０歳代　男性
（５）その他　管理監督責任者に対する処分　訓告

お詫び

このたび、本村の事務処理における確認不足により、児童扶養手当を過支給する事態を招き、受給者の方に返還のご負担をおかけすることとなりました。

受給者の方をはじめ、村民の皆様及び関係者の皆様に、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

本村では、今回の事案を重く受け止め、事務処理の適正化と再発防止を徹底するとともに、村民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和８年１１月１３日
大衡村長　小川ひろみ